

新座市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(傍線部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
(建築物の定期報告) 第4条 [略] 2・3 [略] <u>4 平成20年国土交通省告示第282号第2の規定により、法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成28年国土交通省告示第723号別表第1第1号から第5号までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。</u> <u>5</u> [略] (特定建築設備等の定期報告) 第5条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 政令第16条第1項に規定する建築物及び前条第1項の建築物に設ける換気設備（法第28条第2項ただし書の換気設備（自然換気設備を除く。）及び同条第3項の換気設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）に限る。）、排煙設備（法第35条の排煙設備のうち、<u>可動防煙壁又は</u>排煙機を有するものに限る。）、非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置に限る。）並びに給水設備及び排水設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。） (3) [略] 2～5 [略]	(建築物の定期報告) 第4条 [略] 2・3 [略] <u>4</u> [略] (特定建築設備等の定期報告) 第5条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 政令第16条第1項に規定する建築物及び前条第1項の建築物に設ける換気設備（法第28条第2項ただし書の換気設備（自然換気設備を除く。）及び同条第3項の換気設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）に限る。）、排煙設備（法第35条の排煙設備のうち、<u>排煙機</u>を有するものに限る。）、非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置に限る。）並びに給水設備及び排水設備（共同住宅の住戸に設けられたものを除く。） (3) [略] 2～5 [略]